

令和4年度 市民税・県民税（住民税）の申告について

収入0の申告をする方

◆窓口で申告する場合

- ①申告書が届いた方は「5 収入がなかった人の記入欄」に生活の状況をご記入いただき住所、氏名、電話番号、マイナンバーを記入して提出してください。
- ②申告書が届かない方は、窓口または申告会場に直接お越しください。
※マイナンバーカードをご持参ください。
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、添付台紙の裏面を参照してください。
※郵送でも受付いたします。
申告書の控えが必要な場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●電話で申告する場合

窓口までお越しいただくのが困難であって、郵送でお送りいただくこともできない場合は、お電話でも受付いたします。

- ①氏名・住所・生年月日・電話番号をお伝えください。
 - ②生活の状況をお伝えください。
- ※申告書の控えは発行されません。

申告書の提出が必要な方

それぞれご自身に当てはまるものだけお持ちください。

①収入に関するもの

- ・ 給与・年金の源泉徴収票（給与の源泉徴収票がない場合は、毎月の給与明細）
- ・ 農業、営業、不動産賃貸の収入がある方は収支内訳書を記入してください。
収支内訳書の作成の仕方がわからない方は、年間の収入と経費を記帳した帳簿をお持ちください。また、減価償却の対象となる10万円以上の事業用資産を購入した場合は、領収書をご持参ください。
※事業用資産の例：車両や農機具の購入費、作業場の整備など
- ・ 公共事業で土地等の収用事業があった方は、買取り等の証明書・申出証明書・収用証明書

②控除に関するもの

- ・ 生命保険料、地震保険料の証明書
- ・ 国民年金保険料の控除証明書
- ・ 寄附金の領収書
- ・ 障害者手帳、療育手帳
- ・ 医療費控除の明細書
※令和3年度の申告から医療費控除の明細書の添付がないと控除が出来ません。
事前に医療費の領収書をもとに記入をお願いします。
- ・ 社会保険料のうち山梨市にお支払いいただいた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料について控除を適用する場合であっても、申告書に記載が必要となります。
※前年中に転入された方の場合、前の住所地で支払った領収書をご持参ください。

③その他

- ・ マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、添付台紙の裏面を参照してください。
※代理人が提出する場合も、添付台紙の裏面を参照してください。
※市外に扶養する人がいる場合は、その人のマイナンバーカードも必要です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三密を避ける対策を行っています。申告会場の混雑緩和と、会場内の滞在時間の短縮にご協力をお願いします。作成に時間のかかる収支内訳書、医療費明細書はあらかじめ自宅で作成し、来庁してください。

◆郵送でも受付いたします。

申告書の控えが必要な場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◎ 申告書をご自身で計算・作成して提出する場合

住民税の控除額は、所得税と同額でないものがあります。そのため、ご自身で計算する場合に、確定申告の手引きを参照してしまうと、誤った計算結果になってしまいますのでご注意ください。

※計算方法の手引きはこのファイルの一つ下のリンクからダウンロードできますので、ご利用ください。

以下の方法でも配布しております。

税務課の窓口

① 郵送もいたします。税務課までお電話ください。

申告はご自分（自書申告）で！！

申告は期限内に済ませましょう！！



【 記帳・帳簿等保存制度 】

農業・事業・不動産所得になる業務を行う全ての人が「記帳・帳簿等保存制度」の対象となっております。所得税の確定申告の必要のない、住民税申告の人も含まれます。

◆◆◆ 令和4年度 税制改正による主な変更点 ◆◆◆

住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除における控除期間が13年間となる特例措置が延長され、特定の期間に契約した場合、その入居の期限が令和4年12月までの入居者が対象となりました。

また、この延長した部分に限り合計所得が1,000万円以下の方について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

該当契約期間：注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の見直し

セルフメディケーション税制の適用期間が5年間延長されます。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において特定配当等および特定株式等譲渡所得金額にかかる所得の全部について申告不要とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、令和3年分の確定申告書から個人住民税にかかる附記事項が追加されました。

退職所得課税の適正化

法人役員等以外においても、勤続年数5年以下の退職手当等にかかる退職所得の金額の計算につき、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなりました。